

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	生活保護事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高島市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

滋賀県高島市長

公表日

令和8年2月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧徴収金の徴収に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、マイナンバー連携システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)及び別表第23の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	<情報提供事務>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13, 14, 18, 20, 28, 37, 40, 42, 48, 49, 53, 59, 63, 69, 74, 75, 76, 86, 87, 89, 96, 108, 125, 132, 141, 144, 151, 155, 158, 161, 167, 168, 169, 170, 171, 172の項 (情報照会事務) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42, 43, 161, 162の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8538
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 社会福祉課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8120
⑨規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録などの際は複数人によるチェックを行うこととしている。また特定個人情報を含む書類は、施錠できるロッカーに保管している。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムへのアクセスが可能な職員は、職員個別に付与されるログインIDと専用パスワードによる認証によってアクセス権限を限定し適宜更新されるため、人事異動や退職等により権限のないものはアクセスできない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	事務の概要	生活保護法に基づき、以下の事務を行う。 ①生活の困窮する方の相談、申請を受け付け面接、申請情報を記録する。 ②申請者に対する生活の状況、扶養義務者の有無、資産の活用可能性等を調査する。 ③申請・調査の状況に応じて、各扶助(生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助)の支給を決定し、口座振込、窓口支給、現物等の方法で支給する。 ④不適正に支給された扶助費について、返還金、徴収金の請求、管理を行う ⑤生活保護業務の状況や各事務の継続的な調査・点検を行い、統計資料、監査資料を作成する。 ⑥対象者の申請に基づき、就労自立給付金を支給する。	生活保護法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を用いて以下の事務を取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務	事前	
平成29年6月30日	法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二第9項、第10項、第14項、第16項、第24項、第26項、第27項、第28項、第30項、第31項、第50項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第90項、第94項、第104項、第106項、第108項、第116項、第120項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二第26項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二第9項、第10項、第14項、第16項、第20項、第24項、第26項、第27項、第28項、第31項、第50項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第94項、第104項、第106項、第108項、第116項、第120項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第26条、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二第26項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	事前	
平成29年6月30日	所属長	社会福祉課長 松本久人	社会福祉課長 枝 秀樹	事後	人事異動に伴い変更
平成29年6月30日	しきい値判断の時点	平成27年10月6日時点	平成29年6月30日時点	事前	
平成29年7月18日	評価実施機関名	高島市役所	高島市長	事後	
平成29年7月18日	個人番号利用の法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 番号法第9条第2項 高島市個人番号の利用に関する条例	事後	
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	社会福祉課長 枝 秀樹	課長	事後	
平成31年3月8日	IV リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和1年5月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	市民生活部 生活相談課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8125	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8000	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年6月30日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年6月30日	令和3年4月1日	事後	
令和3年6月29日	I -4.②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和6年4月1日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8000	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8538	事後	
令和7年4月1日	I -3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)及び別表第23の項	事後	
令和7年4月1日	I -4②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二第9項、第10項、第14項、第16項、第20項、第24項、第26項、第27項、第28項、第31項、第50項、第54項、第61項、第62項、第64項、第70項、第87項、第94項、第104項、第106項、第108項、第116項、第120項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第26条、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二第26項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	〈情報提供事務〉行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、51、59、63、69、74、75、76、86、87、96、108、125、132、141、151、155、158、161、176、168、169、170、171、172の項 (情報照会事務) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43の項	事後	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和8年2月3日	I -1.②事務の概要		⑥進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	事後	